

木材加工用機械作業主任者技能講習の開催について（ご案内）

林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部長
山口労働局長登録教習機関
(第15号2024年3月30日満了日)

労働安全衛生法第14条に基づく、木材加工用機械作業主任者に係る技能講習を下記のとおり開催します。
つきましては、次に掲げる作業には、この技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任しなければならないこととなっていますので、該当者があれば必ず受講されますようにご案内します。

記

1 作業主任者の選任を要する作業

(1) 対象となる機械

丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルータ（携帯用は除く）

(2) 機械の台数

(1) の機械を5台以上設定している場合に対象。

ただし、自動送材車付帯のこ盤が含まれる場合は、3台以上で対象。

なお、複合的機能を備えた新機種 of 万能木工機（一つの基台に手押しかんな盤、自動かんな盤、昇降盤）は、それぞれ単独の機械と同様当該機械一基を3台とする。

2 受講資格

(1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者。

(2) 次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者。

① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者。

② 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者。

③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者。

④ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者。

⑤ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導課の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者。

- ⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者。

3 講習科目の範囲及び時間並びに講師

講 習 科 目	範 囲	講 師	時 間
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	林災防山口県支部 藤井 恭二	6 時間
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	山口県西部高等 産業技術学校	2 時間
作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用 方法安全作業一般 作業標準	末廣 俊紀	5 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	林災防山口県支部 境 敏明	2 時間
修了試験	上記の範囲		1 時間

4 講習科目の受講の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目
A	1 上記2受講資格の①から④まで及び⑥に掲げる者 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、又は製材科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者 3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択したものに限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。) 4 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識
B	林業・木材製造業労働災害防止協会が、労働災害防止団体会法(昭和39年法律第118号)第36条第1項第1号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

5 受講区分（事前に受講区分をご相談下さい。）

受講区分	免除科目	受 講 該 当 内 容
A	3科目免除	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分「A」該当者
B	1科目免除	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分「B」該当者
C	免除科目なし	前記2の受講有資格者で、前記4の一部免除区分に該当しない者

6 受講日時及び受講区分等

開催日	時間	科目内容	受講区分	募集人員
令和4年 8月2日（火）	8：30～15：25	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	C 該当者	40名
	15：25～17：30	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	B・C 該当者	
令和4年 8月3日（水）	8：30～14：20	作業の方法に関する知識	A・B・C 該当者	
	14：20～16：30	関係法令		
	16：30～17：30	修了試験		

* 受講時間には、休憩時間（60分）を含む。

7 講習会場

一般財団法人 山口県商工会館 6階 大会議室
山口県山口市中央4丁目5番16号

8 受講手続き

（1）受講申込

受講申込書に写真2枚を仮貼付し、住民票抄本（本籍地・個人番号未記載）1通を添付し、受講資格証明書に必要事項を記載して、下記申込先へ郵送してください。

なお、講習科目の受講の一部免除に該当する者は、免許証、合格証、修了証等の写しを添付してください。

申込書送付先：〒753-0074

山口県山口市中央4丁目5番16号（県商工会館2階）

林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部

電話：083-922-0157

（2）受講料の納入

受講料及びテキスト代を申込時に、下記振込先口座へ振り込んでください。

受講料振込口座：銀行名 山口銀行 西門前出張所

口座番号 普通預金 0177442

口座名 林業・木材製造業労働災害防止協会山口県支部 支部長 林 克彦

（3）申込期限 令和4年7月19日（火）（定員に達した時点で締切ります。）

9 受講料及びテキスト代

受講区分	受講料	テキスト代	合計
「A」：一科目受講者	2,200円	2,200円	4,400円
「B」：3科目受講者	9,900円	2,200円	12,100円
「C」：全科目受講者	16,500円	2,200円	18,700円

* 自己都合によるキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねますので御了承ください。

10 修了証交付

必要科目を受講し、修了試験に合格された方には、後日修了証を交付します。